

相談事例

《相談の内容》

配食サービスの仕事をしている方からの相談。配食サービス利用者の女性（70歳代）が、貴金属販売業者の訪問を受けて100万円の指輪を購入したらしい。代金はまだ支払っていないようで、本人は「指輪を預かっているだけ。」と言っているが、騙されているのではないだろうか？

配食サービス利用者の女性が、訪問販売で100万円の指輪を購入したらしい。騙されているのでは？！

《対応の内容》

センターに相談された配食サービスの方は、当事者の女性から全て聞いたわけではなく、どんなセールストークだったのかなどの詳細は不明で、また、当事者からすぐにセンターへ連絡できないということでした。

そこで配食サービスの方に、ご家族と連絡をとって消費生活センターに相談していただくようお願いしました。後日、息子さんから電話があり、話を聞くと訪問販売の可能性が大きいので、クーリング・オフの書面手続きの方法を案内しました。

見守りのポイント

高齢者の消費者トラブルには特徴があり、被害者の多くは「だまされたことに気付いていない」「被害にあっても相談先がわからない」等により、周囲の方が気付いたときには、被害が拡大している場合があります。

まずは、本人に困った様子がないか、見慣れない商品を持っていないか等の変化に気づいてあげることが大切です。少しでも、おかしい？と思ったら、消費生活センターにご相談いただくか、当事者にも、直接、相談するようにアドバイスをするなど、身近にいる方のサポートが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111